

福知山花火大会火災から5年を迎えるにあたって

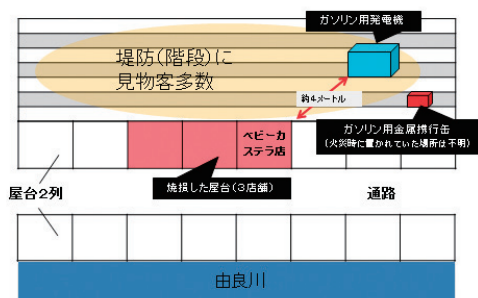
予防課

平成25年8月、京都府福知山市の花火大会の露店で火災が発生し、死者3名・負傷者56名の被害を出した事故から今年の8月で5年となります。この機会に、これまでの消防庁と全国の消防本部における対策とともに、事故の教訓について改めて振り返ります。

消防庁では、火災発生後に「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を開催し、同年10月に最終報告書を取りまとめました。報告書では、次のような課題を挙げています。（報告書は消防庁ホームページに掲載）



福知山花火大会火災現場の状況



花火打ち上げ場所

福知山花火大会火災を踏まえた屋外イベント会場等の火災予防上の課題

ア 露店等の配置：人的被害が拡大した要因の一つは、観客席と火気を取り扱う露店、発電機及び携行缶の配置が近接していたこと。

イ 主催者による火災予防の取り組み：火災予防の体制が不明確で、屋外イベント会場等の火災予防は個々の露店主に委ねている場合もある。

ウ 消火準備：火気を取り扱う屋外イベント会場等の消火準備は不明確であり、福知山花火大会は、消防団の活動により消火に至ったものの、同様に消火できるとは限らないこと。

エ 消防機関の事前把握：消防機関が必要な情報を把握し、必要に応じ指導できるようにすること。

本報告書を踏まえ、消防庁では、平成25年12月に「消防法施行令」、26年1月に「火災予防条例（例）」を改正し、対象火気器具等の取扱いに関する規定を整備するとともに、屋外における催しの防火管理体制の構築を図っています。

「火災予防条例（例）」に新たに追加された主な項目

- ① 大勢が集まる催しで対象火気器具等を使用する場合、消火器を準備すること。
- ② 大規模な屋外催しで、火災時に特に重大な被害を与えるおそれがあるものを、消防長が指定催しとして指定すること。指定催しの主催者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務計画を作成させ、計画に従って業務を行わせること。
- ③ 大勢が集まる催しで露店等を開設する場合、消防機関に届け出なければならないこと。

「火災予防条例（例）」の改正を受け、全国の消防本部においても、条例改正の動きが広まっています。平成29年度までに、該当するようなイベント開催が想定されないところを除き、すべての消防本部において屋外催し等に関する条例改正が完了しました。

過去の痛ましい事故の教訓を忘れず、火災予防条例等に従い十分な対策を講じることで、イベントを存分に楽しめる環境づくりがなされることが重要です。

問い合わせ先

消防庁予防課 柏原、岡崎
TEL: 03-5253-7523